

令和2年（第2回）山鹿市議会3月定例会

会期日程表

日次	月 日	曜 日	本 会 議	委 員 会
1	2月26日	水	開会・提案理由説明	
2	2月27日	木	休 会	
3	2月28日	金		
4	2月29日	(土)		議会運営
5	3月1日	(日)		
6	3月2日	月		
7	3月3日	火	質疑・委員会付託	
8	3月4日	水	休 会	
9	3月5日	木		
10	3月6日	金		建設経済
11	3月7日	(土)		
12	3月8日	(日)		
13	3月9日	月		市民福祉
14	3月10日	火		総務文教
15	3月11日	水		
16	3月12日	木		
17	3月13日	金	委員長報告・討論・採決・閉会	議会運営

令和2年（第2回）山鹿市議会3月定例会

目次

第1号（2月26日）	頁
1. 議事日程	3
2. 本日の会議に付した事件	4
3. 出席議員	4
4. 欠席議員	5
5. 説明のため出席した者	5
6. 事務局職員出席者	5
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	7
8. 日程第2 会期の決定	7
9. 日程第3 市長の説明	7
10. 日程第4 議案第2号～議案第37号 報告第1号	11
11. 提案理由の説明	11
(1) 議案第2号（阿蘇品総務部長）	11
(2) 議案第3号（佐藤福祉部長）	13
(3) 議案第4号（佐藤福祉部長）	13
(4) 議案第5号（佐藤福祉部長）	14
(5) 議案第6号（阿蘇品総務部長）	14
(6) 議案第7号（阿蘇品総務部長）	14
(7) 議案第8号（阿蘇品総務部長）	14
(8) 議案第9号（阿蘇品総務部長）	15
(9) 議案第10号（梅崎市民部長）	15
(10) 議案第11号（早田経済部長）	15
(11) 議案第12号（白田建設部長）	16
(12) 議案第13号（白田建設部長）	16
(13) 議案第14号（富田水道局長）	16
(14) 議案第15号（瀬口教育部長）	17
(15) 議案第16号（瀬口教育部長）	17
(16) 議案第17号（瀬口教育部長）	17
(17) 議案第18号（瀬口教育部長）	17

(18) 議案第19号 (瀬口教育部長)	17
(19) 議案第20号 (永田市民医療センター事務部長)	18
(20) 議案第21号 (阿蘇品総務部長)	18
(21) 議案第22号 (佐藤福祉部長)	21
(22) 議案第23号 (佐藤福祉部長)	22
(23) 議案第24号 (古江建設部次長)	22
(24) 議案第25号 (佐藤福祉部長)	23
(25) 議案第26号 (才田経済部次長)	24
(26) 議案第27号 (才田経済部次長)	24
(27) 議案第28号 (才田経済部次長)	24
(28) 議案第29号 (富田水道局長)	25
(29) 議案第30号 (永田市民医療センター事務部長)	26
(30) 議案第31号 (古江建設部次長)	27
(31) 議案第32号 (瀬口教育部長)	28
(32) 議案第33号 (大林総務部次長)	28
(33) 議案第34号 (白田建設部長)	29
(34) 議案第35号 (中嶋市長)	29
(35) 議案第36号 (中嶋市長)	29
(36) 議案第37号 (中嶋市長)	30
(37) 報告第1号 (才田経済部次長)	30
12. 散 会	31

第2号 (3月3日)

1. 議事日程	35
2. 本日の会議に付した事件	35
3. 出席議員	35
4. 説明のため出席した者	35
5. 事務局職員出席者	36
6. 日程第1 質疑	38
7. 日程第2 委員会付託	39
8. 散 会	39

第3号 (3月13日)

1. 議事日程	43
---------	----

2. 本日の会議に付した事件	44
3. 出席議員	44
4. 説明のため出席した者	45
5. 事務局職員出席者	45
6. 日程第1 議案第2号～議案第37号	46
7. 各常任委員長の報告	46
(1) 建設経済常任委員長報告	46
(2) 市民福祉常任委員長報告	47
(3) 総務文教常任委員長報告	48
8. 質 疑	49
9. 討 論	49
(1) 芋生 よしや君討論	49
(2) 有働 辰喜君討論	52
10. 採 決	54
11. 日程第2 所管事務調査の委員会付託	60
12. 閉 会	61

2月26日（水曜日）

令和2年（第2回）山鹿市議会3月定例会会議録

議事日程（第1号）

令和2年2月26日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市長の説明
- 第4 議案第2号 令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第3号 令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第4号 令和元年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第5号 令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第6号 山鹿市附属機関設置条例
- 議案第7号 山鹿市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第10号 山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 山鹿市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 山鹿市社会体育施設条例及び山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 山鹿市立認定こども園条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 山鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 令和2年度山鹿市一般会計予算
- 議案第22号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第23号 令和2年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第24号 令和2年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第25号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
 議案第26号 令和2年度六郷財産区特別会計予算
 議案第27号 令和2年度城北財産区特別会計予算
 議案第28号 令和2年度稲田財産区特別会計予算
 議案第29号 令和2年度山鹿市水道事業会計予算
 議案第30号 令和2年度山鹿市病院事業会計予算
 議案第31号 令和2年度山鹿市下水道事業会計予算
 議案第32号 財産の貸付けについて
 議案第33号 新市建設計画の変更について
 議案第34号 市道路線の廃止及び認定について
 議案第35号 教育委員会教育長の任命について
 議案第36号 教育委員会委員の任命について
 議案第37号 公平委員会委員の選任について
 報告第1号 株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（19名）

1番	立山	大二朗	君
2番	小川	榮二	君
3番	芋生	よしや	君
4番	勢田	昭一	君
5番	有働	辰喜	君
6番	服部	香代	君
7番	富田	弘海	君
8番	永田	健	君
9番	富丸	洋一郎	君
11番	北原	昭三	君
12番	芹川	正美	君
13番	藤原	豊	君
14番	平井	邦廣	君
15番	吉本	政幸	君

16番 池田誠一君
 17番 堀茂幸君
 18番 永田紘二君
 19番 横手啓介君
 20番 寺崎勇児君

欠席議員（1名）

10番 藤本峰秀君

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	阿蘇品貴司君
消防本部消防長	中山恒弘君
市民部長	梅崎康二君
福祉部長	佐藤アキ君
経済部長	早田順二君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	瀬口慎哉君
市民医療センター 事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
消防本部消防次長	中原茂昭君
市民部次長	渡辺研一君
福祉部次長	脇山義文君
経済部次長	才田豊昭君
建設部次長	古江光拓君
水道局長	富田龍也君
市民課長	山城一夫君
福祉課長	山下陽君
子ども課長	西村照彦君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
局 長 補 佐 兼 議 事 係 長
書 記

渡 邊 義 明 君
中 村 武 志 君
高 木 善 彦 君

○

午前10時00分 開会

○

○議長（永田 健君）

ただいまから令和2年（第2回）山鹿市議会3月定例会を開会いたします。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永田 健君）

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、吉本 政幸君、平井 邦廣君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（永田 健君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月13日までの17日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

○

日程第3 市長の説明

○議長（永田 健君）

日程第3、この際、市長から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

[市長 中嶋 憲正君 登壇]

○市長（中嶋 憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和2年3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、令和2年度の市政運営に関する私の所信と主要な施策・事業の概要について申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本市を取り巻く経済情勢につきましては、1月時点での政府による経済見通しで

は、令和2年度は安心と成長の未来を開く総合経済対策を円滑かつ着実に実施するなど、各種政策の効果も相まって、我が国経済は雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。この結果、実質GDP成長率1.4%程度、名目GDPは2.1%程度と見込まれるとされていましたが、先週発表された2019年10月から12月期のGDPの速報値では、物価変動を除いた実質で前期比が1.6%減、年換算で6.3%減となり、景気減速が鮮明になりました。消費税が5%から8%へ引き上げられた2014年4月から6月期ほどではないものの、消費や設備投資が大きく後退したことが影響しているようです。

また、これに加え2020年1月から3月期は、連日報道されている新型コロナウイルスによる国内経済への影響が焦点になると言われており、その動向が注目されます。

一方、県内経済の見通しにつきましては、熊本地震からの復旧・復興が確実に進んでおり、緩やかに回復しているとの総括判断がなされていますが、国内経済の影響を過少評価することはできないと思っております。

いずれにしましても、消費税増税による消費者マインドの動向を注視するとともに、米中の貿易摩擦の行方、中国や東南アジアからのインバウンド需要の動き、TPPの発効による農畜産物等の価格競争などには、特に留意する必要があると考えております。

それでは、令和2年度の市政運営の基本的方針についてご説明します。

令和2年度は、第1期総合戦略で重点的に取り組んでまいりました新シルク蚕業構想、菊鹿ワイナリー構想、山鹿灯籠ジャパンプランド構想を、次の段階へ引き上げるとともに、菊池川流域の日本遺産の取り組みを加えたスリープラスワン戦略として、関係部署や機関、団体等とも連携しながら一体的に推進することとします。これにより、本市の持ち味である農業、観光、歴史文化の結びつきが一層強まり、地域経済の好循環を生み出すことで、地方創生の効果をより確かなものになりたいと考えております。なお、この取り組みにつきましては、昨年、経済部内に設置したふるさと未来総室に担わせることとします。

また、第2期山鹿市総合戦略につきましては、「ひと」と「しごと」を集め、持続可能な「まち」をつくるを基本理念として、人口政策と経済政策の両面から、(1)地域の未来を支える人材の育成・確保、(2)移住定住の促進、(3)市民共生のまちづくり、(4)広域・施策間連携、(5)安心して子育てできる環境づくり、(6)地域産業の磨き上げと競争力強化、(7)新たな交流の促進、(8)食・農・観のステップアップチャレンジの8施策に取り組んでまいります。

以上のような施策を確実に進めながら、本市の第2次総合計画に掲げる将来都市

像である「人輝き飛躍する都市やまが」づくりに挑み続けたいと考えております。

続きまして、令和2年度の予算編成方針についてご説明申し上げます。

本市の財政は、歳入面では市税や地方交付税等の主要一般財源の確保が年々厳しくなる中、歳出面は、社会保障関係費や地方債の償還費、会計年度任用職員制度への移行による人件費の増加など、義務的経費の増嵩が見込まれます。これに経常的経費が加わり、財政運営を一層難しくしていくものと思われまます。

これらを念頭に、令和2年度予算は、経営資源の効率的活用、選択と集中をより徹底しつつ、①地域資源を生かした新たな産業の育成・発展、②にぎわいと活気あふれる商業・観光業の振興、③市民が安心して住み続けられる環境づくり、④基礎的生活基盤の最適整備、⑤山鹿が誇る産業、文化の世界への発信の5点に関する施策・事業に重点配分いたしました。

その結果、一般会計予算の総額は299億9300万円となり、これに7特別会計と3企業会計を合わせますと、純計で496億3443万1000円となっております。

それでは、ただ今申し上げました予算編成方針に基づき、3本の柱ごとに令和2年度で重点的に取り組む施策の概要についてご説明いたします。

まず、第1の柱「人を創る」についてであります。

①生きる力を育む質の高い事業の推進、ICTを活用した事業の推進を図るため、おおむね各学校3クラスに1クラス分と教師用のタブレット端末を配備します。また、操作指導や授業のサポートに当たるICT支援員を5校に1人配置します。

②良好な教育環境で育む山鹿の子供、児童・生徒に安全な教育環境と良好な学校生活の場を提供するため、八幡小学校敷地内の急傾斜地の安全対策を実施するとともに、市内全小中学校の校舎内トイレを洋式化します。

③市議会及び執行部へのペーパーレス会議システム及びタブレット端末の導入、会議の電子化等による議会運営や行政事務の効率化・迅速化のほか、環境保護を進めるためペーパーレス会議システムの導入とともに、市議会議員と管理職にある行政職員にタブレット端末を配備します。

④移住定住支援事業、市外からの移住定住希望者を支援する新たな総合窓口を旧来民郵便局に設置します。ここを拠点として、民間事業者や団体とも連携しながら、住まいや就業など生活に関する相談等に対応しつつ、将来、地域の担い手となる人材をふやし、地域の活性化につなげてまいります。

次に、第2の柱「経済を創る」についてであります。

①農産物販売促進・6次産業化の支援、農業者の所得向上と農業の活性化を図るため、今後需要が見込まれる沖縄県宮古島市との交流を通して、市場の確保と販路拡大に取り組みます。さらに、日本遺産認定の追い風を受け、米を中心とした農産

物の消費拡大を図ります。

また、菊鹿ワイナリー、新シルク蚕業の新たな魅力創造に向け、集客強化やブランド化を図る取り組みを支援します。

②観光戦略プロモーション事業、引き続き、福岡都市圏を重点ターゲットとした戦略的プロモーションを展開し、市外からヒト、モノ、カネを呼び込み、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、オリンピックイヤーであることしは、国内外に向けて山鹿を発信できる大きなチャンスでありますので、より有効な手段でPRに努めてまいります。

③豊前街道の歴史的まちなみ再生プロジェクト、豊前街道沿いの歴史的景観の保全と商業・観光・農業が連携したにぎわいづくりを目指し、空き家・空き店舗の改修費用を助成するとともに、開業した店舗に対する家賃補助を引き続き行います。

④店舗改装等魅力向上支援事業、これまでの空き店舗対策や宿泊施設への支援に続き、市内の事業者を活用して店舗の魅力向上に取り組む事業者を支援する事業を開始します。これによって、投資需要が活発になり、経済の好循環を支える力となることを期待しております。

最後に、第3の柱「住み続けたいまちを創る」についてであります。

①防災行政無線再整備事業、現在、防災行政無線がアナログ方式である山鹿地域と鹿本地域について、ことしから2カ年をかけてデジタル方式に移行することで、市全域が統一され、親局との双方向通話やデータ通信などが可能となり、通信用途が広がります。

②子育て世代包括支援センター、少子化や児童虐待等の課題に対応するには、妊娠期から子育て期に至る切れ目のない支援が必要です。そのため、母子保健事業と子ども子育て支援法に基づく利用者支援事業を一体的に行う組織体制として、健康福祉センター内に子育て世代包括支援センターを設置します。

③地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築、社会情勢の変化等により、福祉ニーズも多様化・複雑化する中、日常生活で複合的な課題を抱える世帯に対し、包括的な支援を行う総合相談窓口を福祉課内に設置します。

④国土強靱化への着実な対応、災害に強い安心・安全なふるさとやまがをつくり上げるため、あらゆるリスクを見据えた上で、平時から大規模自然災害等に対して備え、市民の生命・身体・財産を守り、被害が致命的なものにならず、迅速に復旧・復興ができるよう、本市における国土強靱化を着実に進めてまいります。

以上、3本の柱に掲げる重点施策のほかに、以下の重点事業にも取り組んでまいります。

実施設計を終えた鹿北消防分署を現在の場所で建てかえるとともに、東消防分署

については、来年度の建てかえに向けて基本設計・実施設計等に着手します。

将来の資源ごみ処理体制を見据えて、資源ごみ等の中継施設に係る基本設計と処理収集体制の準備を進めます。

下水道事業の広域化・共同化に向け、広域行政事務組合で処理しているし尿の受入れ及び三玉東部、梶屋、川北の3つの農業集落排水処理区を公共下水道に接続するための計画を策定します。

若者の市内就職率の向上を図るため、企業・学校・行政が一体となり、地元高校生を対象に、地元企業の概要や魅力等を紹介する企業ガイダンスを開催します。

令和2年度は、第2次山鹿市総合計画のスタートから5年目となりますので、前期5年間の取り組みを検証し総括した上で、後期5年間を見据え、必要な見直しを行ってまいります。

以上のとおり、令和2年度の市政運営や予算編成に当たっての、私の基本的な考え方と施策・事業の概要について申し上げます。

さて、ことし4月1日には、来民小、稲田小、中富小の3小学校を統合した鹿本小学校が開校します。今後は、令和の時代とともに児童や保護者、先生方によって新たな歴史と伝統が築かれていくことを願っております。

また、5月7日には、東京2020オリンピックのシンボルである聖火が、国道325号の鹿本高校入り口付近からさくら湯前までの約2キロメートルの区間で、14名のランナーによるリレーがされます。この機会に、56年ぶりの聖火リレーの感動を多くの市民の皆様味わっていただき、沿道から大きな声援を送っていただければ幸いです。

このように、今年度は夢と希望にあふれる、ふるさとの未来を志向し、新時代令和のスタートダッシュを切る覚悟で市政運営に当たってまいりたいと思っております。

本日から17日間にわたりご審議いただきます議案は、条例15件、予算15件、財産の貸付1件、市道路線の廃止及び認定1件、人事案件3件、その他1件の計36件と報告1件でございます。

これらの諸議案の内容につきましては、担当職員が説明いたしますので、ご審議の上、何とぞご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○

日程第4 議案第2号～議案第37号

報告第1号

○議長（永田 健君）

日程第4、議案第2号から報告第1号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿蘇品総務部長。

[総務部長 阿蘇品 貴司君 登壇]

○総務部長（阿蘇品 貴司君）

議案第2号 令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、事業費の確定に伴う調整、財源の組み替え、基金積み立てのほか、国の令和元年度補正予算に係る取り組みです。

それでは、1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に195万4000円を追加し、総額を307億4030万5000円とするものです。

5ページをお願いします。

第2表は、繰越明許費です。（款）農林水産業費の農業担い手支援総合対策事業ほか8つの事業につきまして、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものです。

6ページをお願いします。

第3表、地方債補正です。事業費の決算見込み及び財源の組み替えに伴う起債限度額の変更を行うものです。

20ページをお願いします。

歳出予算の主なものについてご説明します。

（款）総務費、（目）戸籍住民基本台帳費の補正額193万4000円は、マイナンバー制度に係る地方公共団体システム機構に対する委任業務交付金について増額するのです。

21ページをお願いします。

（款）民生費、（目）社会福祉総務費の補正額52万9000円は、国民健康保険の保険基盤安定繰出金の確定に伴い増額するものです。

22ページをお願いします。

（款）衛生費、（目）ごみ処理費の補正額400万円は、燃やすごみの受け入れ量の増加に伴い、環境センター管理運営費を増額するものです。

次の（款）農林水産業費、（目）農業振興費の補正額1159万2000円は、国の補正予算に係る担い手確保・経営強化支援事業を活用し、先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、農業用機械の導入を支援するものです。

23ページをお願いします。

（目）林業振興費の中の管理経費943万8000円は、本年度の財源としない森林環境譲与税余剰分について、次年度以降の林業振興対策事業に活用するため、森林環

境譲与税基金に積み立てるものです。

26ページをお願いします。

(款) 教育費、(目) 中学校の学校管理費の補正額202万4000円は、市内中学校各部の全国大会等への競技出場を支援するものです。

27ページをお願いします。

(目) 体育施設費の中のカルチャースポーツセンター長寿命化事業1億418万9000円は、国の補正予算に係る都市公園長寿命化対策事業を活用し、老朽化している市民球場の改修及び総合体育館の防水工事を行うものです。

以上で、説明を終わります。

○議長(永田 健君)

佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長(佐藤 アキ君)

議案第3号 令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ305万円を追加し、73億1006万円とするものです。

7ページをお願いいたします。

補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。

(款) 保険給付費、(目) 一般被保険者療養給付費、並びに中段の(款) 国民健康保険事業費納付金、(目) 一般被保険者医療給付費分は、それぞれ財源の組み替えを行うものでございます。

下段の(款) 諸支出金、(目) 直営診療施設勘定繰出金の補正額305万円は、市民医療センターのシステム導入補助に係る病院事業会計への繰出金でございます。財源は県支出金です。

続きまして、議案第4号 令和元年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算総額の増減はございませんが、歳入歳出の組み替えを行うものです。

6ページをお願いいたします。

歳入、中段の(款) 繰越金の補正額750万2000円を、全額歳入予算に組み入れるため、上段、(款) 後期高齢者医療保険料と組み替えを行うものでございます。

続きまして、議案第5号 令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ13万9000円を追加し、68億1524万9000円とするものです。

9ページをお願いいたします。

補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。

（款）総務費、（目）一般管理費の補正額13万9000円は、介護報酬改定に伴うシステム改修を行うものです。財源は国庫補助金でございます。

次に、（款）保険給付費、（目）介護サービス給付費は、歳出予算額の増減はございませんが、8ページの歳入予算の補正により、一般財源内での財源の組み替えを行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

阿蘇品総務部長。

[総務部長 阿蘇品 貴司君 登壇]

○総務部長（阿蘇品 貴司君）

議案第6号 山鹿市附属機関設置条例についてご説明申し上げます。

本案は、非常勤の特別職の任用の適正確保等を目的とした地方公務員法の改正を踏まえまして、附属機関の設置根拠の明確化を図る等のため、附属機関の名称及び所掌事務について定めるほか、所要の規定を設けるものです。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行し、関係条例の整備及び経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第7号 山鹿市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の改正により、情報通信技術を利用した申請等に関する法令の手続が見直されたことを踏まえまして、所要の規定の整備を行うものです。

主な改正内容は、オンライン化が可能な手続として固定資産評価審査委員会の審査の手続について包括的に定められたため、この規定を削るものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第8号 山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、熊本県職員の給与改定に準じて職員の住居手当を改定するため、所要の

規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第9号 山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、公の施設の指定管理者を指定する際の公示の手續、協定の締結など、手續の明確化を図る等のため、条例を改正する必要があると提案するものです。

またあわせて、各公の施設に関する条例の指定管理者の業務に関する規定につきまして、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

梅崎市民部長。

[市民部長 梅崎 康二君 登壇]

○市民部長（梅崎 康二君）

議案第10号 山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、国が定める印鑑登録証明事務処理要領において、成年被後見人に係る欠格条項の見直しがなされたことを踏まえ、印鑑の登録を行うことができるものの要件について所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

議案第11号 山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、工場等の新設等に係る奨励措置の拡充を図るため、条例を改正する必要があると提案するものです。

改正の内容といたしましては、これまで規則委任されておりました工場等設置奨励金の額及び雇用奨励金の額を条例において定めるものです。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

白田建設部長。

[建設部長 白田 俊輔君 登壇]

○建設部長（白田 俊輔君）

議案第12号 山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、道路の占用料の額を熊本県に準じた額に改定するため、条例を改正する必要がある提案するものです。

本市の道路占用物件の主たるものである電柱、電話柱、ガス管の占用料については、7%～8%の減額改定となります。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行し、必要な経過措置を設けるものです。

続きまして、議案第13号 山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の改正により、地方公共団体に対する職員の賠償責任について規定する同法第243条の2が、第243条の2の2に条項移動されたことに伴い、条例において引用する部分を改めるものです。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行します。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

富田水道局長。

[水道局長 富田 龍也君 登壇]

○水道局長（富田 龍也君）

議案第14号 山鹿市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、先ほどの議案第13号と同じく、地方自治法の改正による条項移動に伴い、条例において引用する部分を改めるものです。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

議案第15号 山鹿市社会体育施設条例及び山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、社会体育に利用する施設の管理の適正化を図るため、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容は、山鹿市社会体育施設条例中、社会体育施設の名称、位置等を定める別表の規定から、山鹿市民武道館及び山鹿市鹿本柔剣道場に関する部分を削り、あわせて文言の整備を行うとともに、山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例中、市民の利用に供する学校施設として山鹿市立山鹿中学校の武道場を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第16号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容は、利用者負担額等について定める規定中、特定教育・保育施設における食事の提供に要する費用の取り扱いに関する基準を改めるなどのほか、特定地域型保育事業者の連携施設の確保に関する経過措置の期間を5年から10年に延長するとともに、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第17号 山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、条例において引用する条項の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第18号 山鹿市立認定こども園条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、条例における用語の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第19号 山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、山鹿市公立保育園・幼稚園再編整備計画に基づく公立保育園の民営化に向け、公の施設としての山鹿市立かおう保育園を廃止するため、保育園の名称及び位置を定める別表の規定から山鹿市立かおう保育園を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。
以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

永田市民医療センター事務部長。

[市民医療センター事務部長 永田 臣司君 登壇]

○市民医療センター事務部長（永田 臣司君）

議案第20号 山鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、議案第13号・議案第14号と同じく、地方自治法の改正による条項移動に伴い、条例において引用する部分を改めるものでございます。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

阿蘇品総務部長。

[総務部長 阿蘇品 貴司君 登壇]

○総務部長（阿蘇品 貴司君）

議案第21号 令和2年度山鹿市一般会計予算についてご説明します。

初めに、予算編成の方針及び基本的な考え方について申し上げます。

令和2年度の財政運営に当たりましては、人口減少や少子高齢化、過疎化の進行といった本市の構造的課題に向き合い、活力ある地域社会の構築を目指し、各種施策に取り組んでまいります。

一方で、財政健全化への取り組みとしましては、普通交付税の合併算定特例が完全に終了し、自立した財政運営が求められる中、第3次財政構造改革大綱に基づく改革を確実に実行し、限られた経営資源を効率的・効果的に活用し、最大限の効果を生む施策を展開してまいります。

それでは、1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額を299億9300万円と定めるものです。

第2条から第5条までは、それぞれ債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものです。

10ページをお願いします。

第2表、債務負担行為です。1の包括的相談支援業務を初めとして9つの事項につきまして、債務の期間、限度額を記載のとおり定めています。

11ページをお願いします。

第3表、地方債です。地方債制度に基づく臨時財政対策債ほか21の事業に係るも

のについて定めており、総額33億8020万円です。

20ページをお願いします。

歳入予算の主なものについてご説明します。

市税につきましては、固定資産税において新築家屋等の増加により、前年度比4820万2000円の増収を見込んでおります。

31ページをお願いします。

法人事業税交付金は、昨年10月の消費税率引き上げと同時に実施された法人市民税の一部国税化による減収補填措置として、令和2年度から新たに創設・交付されるもので2500万円を見込んでいます。

次の地方消費税交付金につきましては、消費税率引き上げの効果が通年ベースとなることから、前年度比5700万円の増加を見込んでいます。

35ページをお願いします。

地方交付税につきましては、普通交付税の合併算定特例が終了する一方で、地域社会再生事業や会計年度任用職員、幼児教育・保育の無償化など、新たな制度、費目が創設されることから、前年度比1億円増の105億円を見込んでいます。

66ページをお願いします。

市債につきましては、防災行政無線施設整備事業、消防庁舎施設整備事業、学校施設環境改善事業等の主要な建設事業の財源として、地方債を活用するため、前年度比5億7960万円増の33億8020万円の発行を予定しています。

69ページをお願いします。

歳出予算の主なものについてご説明します。

(款) 議会費、(目) 議会費の中の議会運営費におきましては、タブレット端末によるペーパーレス会議システムを導入することで、議会運営や議員活動の円滑化・効率化を図ってまいります。あわせて、72ページにあります(款) 総務費、(目) 情報化推進費の中の行政情報化推進費におきましても、幹部職員へのタブレット端末導入による行政事務の効率化を目指し、一体的に推進してまいります。

75ページをお願いします。

(目) 地域振興費の中の移住定住支援事業は、旧来民郵便局内に官民協働による総合的な相談窓口を設け、移住定住者の確保に向けた受け入れ態勢の充実を図るものです。

82ページをお願いします。

(款) 民生費、(目) 社会福祉総務費の中の管理経費においては、複合的な課題を抱える世帯等に対し、包括的な支援体制の構築を図るため、福祉総合相談窓口を設置します。

86ページをお願いします。

(目) 児童福祉総務費の中の保育環境充実支援事業は、私立保育所の施設整備を支援するものです。

93ページをお願いします。

(款) 衛生費、(目) ごみ処理費の中の資源ごみ等新処理体制構築事業は、現在、山鹿植木広域行政事務組合で共同処理する資源ごみ等について、本市単独の処理を見据え、新たな処理体制の構築及び中継施設の整備に係る基本設計を行うものです。

97ページをお願いします。

(款) 農林水産業費、(目) 畜産業費の中の畜産振興事業は、収益性向上に取り組む経営体等への支援により、本市畜産業の競争力強化を図るとともに、バイオマスセンター廃止に係る個別処理への移行を円滑に行うため、引き続きふん尿処理施設等の整備を推進するものです。

100ページをお願いします。

(款) 商工費、(目) 商工振興費の中の商業振興対策事業は、景気の好循環を生むための仕組みづくりを推進する施策として、中小企業店舗の魅力向上に取り組む事業者を支援してまいります。

102ページをお願いします。

(目) 観光費の中の観光戦略プロモーション事業及び稼ぐ観光地再生事業は、ヒト・モノ・カネを呼び込むため、情報発信の強化を初め、観光と商業を連携させながら、受け入れ態勢の充実を図り、経済の活性化を目指すものです。

107ページをお願いします。

(款) 土木費、(目) 都市計画総務費のまちなみ再生事業は、豊前街道沿い及びその周辺に点在する空き家・空き地等の利活用を通して、にぎわいを創出し、魅力あるまちづくりを展開するものです。

111ページをお願いします。

(款) 消防費、(目) 消防施設の中の防災行政無線施設整備事業は、アナログ式で運用中の山鹿地区及び鹿本地区における防災行政無線について、デジタル化に取り組むものです。

鹿北分署及び東分署の消防庁舎施設整備事業は、昭和49年に建設された両分署について、老朽化や耐震力不足に対応するため、新たな消防庁舎の整備を行うものです。

113ページをお願いします。

(款) 教育費、(目) 教育委員会費の外国語指導事業は、児童生徒の外国語を使った実践的なコミュニケーション能力を養いながら、国際理解を深めるため、きめ

細やかな指導の展開を図るものです。

115ページをお願いします。

(目) 小学校の学校管理費の中の学校施設環境改善事業及び117ページの(目) 中学校の学校管理費の中の学校施設環境改善事業は、いずれも衛生面に配慮した教育環境を整備するため、市内小中学校のトイレを洋式化するものです。

115ページに戻りまして、(目) 小学校の教育振興費の中の教材費及び117ページの(目) 中学校の教育振興費の中の教材費は、いずれも児童生徒のデジタル教材を活用した情報活用能力を育むため、タブレット端末の導入を行うものです。

以上、歳出予算につきまして概略ご説明申し上げましたが、事業ごとの内容等につきましては別冊で作成しております予算に関する説明書、また性質別の内訳、基金の状況、地方債の状況など、予算に関する資料につきましては当初予算のあらましを作成しておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長(永田 健君)

佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長(佐藤 アキ君)

議案第22号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を71億3855万7000円とするものです。

第2条は一時借入金の最高額を、また第3条は歳出予算の流用について定めるものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の主なものについてご説明をいたします。

歳入、(款)国民健康保険税につきましては、一般被保険者分及び退職被保険者分を合わせまして、総額12億148万4000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

3段目の(款)県支出金、(目)保険給付費等交付金51億9895万5000円は、主に山鹿市が保険給付費として支払う年間の医療費相当額を県から受け入れるのでございます。

12ページをお願いいたします。

(款)繰入金、(目)一般会計繰入金は、5億8329万7000円を計上しております。

16ページをお願いいたします。

歳出、(款) 保険給付費、(項) 療養諸費は、被保険者の入院、外来等の医療の給付に係るもので、総額43億6974万7000円を計上しております。

18ページ下段から19ページにかけてお願いいたします。

(款) 国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険事業の財政運営主体となる熊本県に対し支払う納付金で、医療給付分と後期高齢者支援金分及び介護納付金分の合計額として、18億7749万7000円を計上しております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

下段の(款) 保健事業費、(目) 特定健康診査等事業費は、特定健診や保健指導等に係る経費で、6631万9000円を計上しております。

続きまして、議案第23号 令和2年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を8億4283万円と定めるものです。

8ページをお願いいたします。

主なものについてご説明をいたします。

歳入、(款) 後期高齢者医療保険料は、総額5億4252万4000円を計上しております。

3段目の(款) 繰入金、(項) 一般会計繰入金は、事務費分と保険料軽減のための保険基盤安定繰入金を合わせまして、2億5167万1000円を計上しております。

10ページをお願いします。

歳出、下段の(款) 後期高齢者医療広域連合納付金は、山鹿市が徴収しました後期高齢者医療保険料等を熊本県後期高齢者医療広域連合に支払うもので、7億9511万円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

(款) 保健事業費は、高齢者健診やその結果に基づく保健指導や健康教育など、後期高齢者の健康増進に資する経費で、3760万6000円を計上しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

古江建設部次長。

[建設部次長 古江 光拓君 登壇]

○建設部次長（古江 光拓君）

議案第24号 令和2年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額を8億4469万5000円と定めるものであります。

第2条から第3条は、債務負担行為、地方債について定めるものであります。

4ページをお願いいたします。

第2表は、債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給及び企業会計導入業務委託について、期間及び限度額を記載のとおり定めるものです。

第3表は、地方債の限度額などを記載のとおり定めるものです。

次に、歳入予算の主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

(款)の2使用料及び手数料、(目)の1農業集落排水施設使用料につきましては、1億9743万9000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

(款)の1農業集落排水事業費、(目)の2処理場管理費2億65万1000円は、20カ所の処理場に係る修繕料及び処理場管理委託料、三玉・八幡污水受入負担金等を計上いたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

議案第25号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を68億7046万5000円と定めるものです。

第2条は一時借入金の最高額を、また第3条は歳出予算の流用について定めるものです。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の主なものにつきましてご説明いたします。

歳入、(款)保険料、(目)第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料として10億9218万9000円を計上いたしております。

15ページをお願いいたします。

歳出、(款)保険給付費、(目)介護サービス給付費は、要介護1から要介護5までの認定を受けられた方に対する介護サービスの給付に係るもので、57億4428万7000円を計上しております。

同じく、(目) 介護予防サービス給付費は、要支援 1 及び要支援 2 の認定を受けられた方に対するサービス給付費で、1 億 2700 万 5000 円を計上しております。

17 ページをお願いいたします。

(款) 地域支援事業費、(項) 介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防生活支援が必要と認められる方及び一般高齢者への介護予防対策に係るもので、総額 2 億 888 万 7000 円を計上しております。

18 ページをお願いいたします。

(目) 包括的支援事業費 8145 万 2000 円は、地域包括支援センター等が行う高齢者の総合相談・支援や権利擁護業務などに係る経費でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長(永田 健君)

才田経済部次長。

[経済部次長 才田 豊昭君 登壇]

○経済部次長(才田 豊昭君)

議案第 26 号から議案第 28 号までの財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第 26 号 令和 2 年度六郷財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算総額を 46 万 7000 円と定めるものです。

歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

(款) 総務費、(目) 財産管理費 33 万 5000 円。主なものは委員報酬及び管理作業に係る経費でございます。

次に、議案第 27 号 令和 2 年度城北財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算総額を 746 万 6000 円と定めるものです。

歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

(款) 総務費、(目) 財産管理費 640 万 8000 円。主なものは委員報酬及び下草刈り、作業道の維持管理に係る経費でございます。

最後に、議案第 28 号 令和 2 年度稲田財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算総額を50万円と定めるものです。

歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

(款) 総務費、(目) 財産管理費37万8000円。主なものは委員報酬及び管理作業に係る経費でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長(永田 健君)

富田水道局長。

[水道局長 富田 龍也君 登壇]

○水道局長(富田 龍也君)

議案第29号 令和2年度山鹿市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量です。

給水戸数1万3637戸、年間総給水量306万6000立方メートル、1日平均給水量8400立方メートルと見込んでおります。

主な建設改良事業は、配水管整備事業等に1億4104万円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額です。(第1款) 水道事業収益を5億7165万円と見込んでおります。内訳は、主に料金収入及び手数料等の営業収益4億6667万円であります。

次に支出ですが、(第1款) 水道事業費用は5億5586万7000円を予定しております。内訳は、営業費用4億9217万5000円、企業債利息等の営業外費用5833万9000円であります。

2 ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額です。(第1款) 資本的収入を1億5557万3000円と見込んでおります。内訳は、企業債9800万円、工事負担金220万円などでございます。

次に支出ですが、(第1款) 資本的支出は3億6984万4000円を予定しております。内訳は、配水管整備等に係る建設改良費1億4836万9000円、企業債償還金2億2147万5000円であります。

第4条の2から第8条につきましては、特例的収入及び支出、企業債、経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及びたな卸資産購入限度額について、それぞれ定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

永田市民医療センター事務部長。

[市民医療センター事務部長 永田 臣司君 登壇]

○市民医療センター事務部長（永田 臣司君）

議案第30号 令和2年度山鹿市病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務予定量でございます。

病床数は、一般病床197床、感染症病床4床、計の201床でございます。

年間の延べ患者数は、入院5万2925人、外来5万2002人を見込んでおります。

1日平均患者数として、入院145人、外来214人を見込んでおるところです。

主な建設改良事業は、医療機器整備事業に4億5900万円、車両購入に160万円を予定しております。

2 ページをお願いいたします。

第3条は、収益的収入及び支出です。

まず、収入です。（第1款）病院事業収益は38億7633万9000円を見込んでおります。内訳としまして、入院、外来収益などの医業収益34億606万6000円、補助金、負担金などの医業外収益4億6727万3000円、特別利益として300万円でございます。

次に、支出です。（第1款）病院事業費用は38億3209万4000円を予定しております。内訳は、給与費、薬品等材料費などの医業費用37億4730万6000円、償還利息などの医業外費用7478万8000円、特別損失1000万円でございます。

3 ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

まず、収入です。（第1款）の資本的収入は4億5900万円を見込んでおります。内訳は、建設改良事業に係る企業債4億5630万円、他会計繰入金270万円でございます。

次に、支出です。（第1款）資本的支出は9億692万1000円を予定しております。内訳として、建設改良費4億6060万円、企業債の元金償還に係る企業債償還金4億4632万1000円でございます。

4 ページをお願いいたします。

第5条から、5ページ、第9条につきましては、企業債、一時借入金の限度額、経費の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、そして、たな卸購入限度額について、それぞれを定めるものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

古江建設部次長。

[建設部次長 古江 光拓君 登壇]

○建設部次長（古江 光拓君）

議案第31号 令和2年度山鹿市下水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量です。

排水件数を1万1047件、年間総排水量を712万9670立方メートルと見込んでおります。

主な建設改良事業は、管渠及び下水処理場の整備に3億492万円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額です。

収入より、ご説明いたします。（第1款）下水道事業収益は、12億7120万円を見込んでおります。内訳は、営業収益6億9833万4000円、営業外収益5億7286万4000円などであります。

次に支出ですが、（第1款）下水道事業費用は、12億1715万6000円を予定しております。内訳は、営業費用10億9440万6000円、営業外費用1億1875万円などであります。

2 ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額です。

収入より、ご説明いたします。（第1款）資本的収入は、3億3481万円を見込んでおります。内訳は、企業債2億70万円、補助金1億3211万円などであります。

次に支出ですが、（第1款）資本的支出は、6億9629万円を予定しております。内訳は、山鹿及び鹿本処理区の管渠及び下水処理場の整備に係る建設改良費3億492万円、企業債償還金3億5137万円などであります。

第5条は、債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給及び山鹿浄水センター運転維持管理業務委託について、期間及び限度額を記載のとおり定めるものです。

3 ページをお願いいたします。

第6条から第9条は、企業債、一時借入金、予定支出の各項の経費の金額の流用、及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

議案第32号 財産の貸付けについてご説明いたします。

本案は、議案第19号でご説明申し上げました山鹿市立かおう保育園の民間への経営移譲を円滑に行うため、規定により議会の議決を求めるものでございます。

貸し付ける財産は、土地については、所在及び地番、山鹿市鹿央町合里字向原119番1、地目は公園、地積は807平方メートル、ほか7筆で、合計面積が6010平方メートル、建物については、所在、山鹿市鹿央町合里字向原119番地1、構造は木造平屋建て、床面積は1854.63平方メートル、物品及び工作物については、現に山鹿市立かおう保育園に備えている物品及び貸し付ける土地に定着するプールその他の工作物一式でございます。

貸付価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市鹿本町下高橋4の1番地、社会福祉法人善照福社会理事長、佐々木 法音でございます。

貸付期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

大林総務部次長。

[総務部次長 大林 秀樹君 登壇]

○総務部次長（大林 秀樹君）

議案第33号 新市建設計画の変更についてご説明申し上げます。

新市建設計画は、合併後に新市の一体性を速やかに確立し、均衡ある発展を図ることで、さらなる住民福祉の向上に資することを目的に、合併協議会により策定された新市建設のための設計図であり、将来ビジョンでございます。

その後、東日本大震災により法律が改正され、合併特例債を起すことができる期間が5年間延長されたため、本市も計画期間を延長しております。

今回の変更は、東日本大震災からの復興が続く中、熊本地震を初め、大規模自然災害が相次ぎ、全国的に建設需要が増大して、合併市町村の建設計画の進捗に影響が生じていることを踏まえ、再度、合併特例債の発行期間を5年間延長する法改正があったことから、本市も計画期間を5年間延長するとともに、この間に見込まれる事業を加えた計画の変更について、県との協議が終了したため、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございま

す。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

白田建設部長。

[建設部長 白田 俊輔君 登壇]

○建設部長（白田 俊輔君）

議案第34号 市道路線の廃止及び認定についてご説明申し上げます。

本案は、市道路線の廃止及び認定を行うため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があります、提案するものです。

市道小原西方線は、終点側31メートルが菊池川堤防整備工事により堤防敷地となり、延長が短縮され、終点の所在地が変更となるため、当該路線を廃止し、再度認定するものです。

廃止する市道路線は、路線番号81461号、路線名、小原西方線、起点、山鹿市小原字鳴瀧、終点、山鹿市小原字西の下です。

認定する市道路線は、路線番号、路線名、起点は変わらず、終点が山鹿市小原字正徳寺となります。

なお、2ページに位置図を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

中嶋市長。

[市長 中嶋 憲正君 登壇]

○市長（中嶋 憲正君）

議案第35号 教育委員会教育長の任命についてご説明申し上げます。

本案は、堀田 浩一郎教育長が、本年3月31日をもちまして任期満了となりますので、再度、同氏を本市教育委員会教育長に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、山鹿市立山鹿中学校長を最後に教職を退かれた後、平成25年4月から教育長として本市教育行政の運営に全力を傾注していただいております。同氏の教育行政全般に対する豊富な経験と幅広い知識、また熱意あふれる姿勢は、教育長として適任であり、提案するものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しております。

ご参照の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第36号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

本案は、現委員、上田 三貴子氏が本年3月31日をもちまして任期満了となりますので、再度、同氏を本市教育委員会の委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、長く学校教育に携われ、市内小学校長や熊本県宇城教育事務所長など、要職を歴任され、教育現場の実情をよく理解されております。また、学校教育のみならず、学術及び文化に関し高い識見を有しておられ、教育委員会委員として適任であり、提案するものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しております。

ご参照の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第37号 公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

本案は、現委員、月足 朱實氏が本年3月31日をもちまして任期満了となりますので、新たに原 ケイ子氏を本市公平委員会の委員に選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、郵政省入庁後、九州郵政局貯金部大分県本部副本部長、植木郵便局長など、要職を歴任されており、これまでの豊富な経験と実績から判断し、公平委員会委員として適任であり、提案するものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しております。

ご参照の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永田 健君）

才田経済部次長。

[経済部次長 才田 豊昭君 登壇]

○経済部次長（才田 豊昭君）

報告第1号についてご説明申し上げます。

市が2分の1以上出資している法人の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告をするものでございます。

株式会社菊鹿フラワーバンクは、地域に咲く山野草などを採取し、押し花にして販売することで地域活性化を図ることを目的として、特産工芸村内の押し花館の運営に当たっております。

4ページをお願いいたします。

平成30年度の事業報告でございます。全国的な押し花愛好家の高齢化や人口の減少等により、押し花の教材となる花パックの売上高も減少しております。このような厳しい状況の中で、職員が一丸となって経費節減に徹底的に取り組みました。結果としましては、前期に比べて増収増益となり、売上高は約30万円の増収の2377万

373円で、売上総利益、売上営業利益とも増収で、当期の純利益は167万8461円の利益となっております。

5 ページから 8 ページにかけては、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を掲載しております。

9 ページから10ページまでにつきましては、令和元年度事業計画書及び収支予算書を掲載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

ご報告申し上げました法人につきましては、経営基盤の強化による経営の安定を促してまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

今期定例会において受理した請願等の取り扱いにつきましては、お手元に配付の請願等文書表のとおりといたしましたので、ご報告いたします。

————— ○ —————

散 会

○議長（永田 健君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時23分 散会

~~~~~

3月3日（火曜日）

# 令和2年（第2回）山鹿市議会3月定例会会議録

## 議事日程（第2号）

令和2年3月3日（火曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

----- ○ -----  
本日の会議に付した事件

議事日程のとおり  
----- ○ -----

出席議員（19名）

|     |    |     |   |
|-----|----|-----|---|
| 1番  | 立山 | 大二朗 | 君 |
| 2番  | 小川 | 榮二  | 君 |
| 3番  | 芋生 | よしや | 君 |
| 4番  | 勢田 | 昭一  | 君 |
| 5番  | 有働 | 辰喜  | 君 |
| 6番  | 服部 | 香代  | 君 |
| 7番  | 富田 | 弘海  | 君 |
| 8番  | 永田 | 健   | 君 |
| 9番  | 富丸 | 洋一郎 | 君 |
| 11番 | 北原 | 昭三  | 君 |
| 12番 | 芹川 | 正美  | 君 |
| 13番 | 藤原 | 豊   | 君 |
| 14番 | 平井 | 邦廣  | 君 |
| 15番 | 吉本 | 政幸  | 君 |
| 16番 | 池田 | 誠一  | 君 |
| 17番 | 堀  | 茂幸  | 君 |
| 18番 | 永田 | 紘二  | 君 |
| 19番 | 横手 | 啓介  | 君 |
| 20番 | 寺崎 | 勇児  | 君 |

----- ○ -----  
説明のため出席した者

市長 中嶋 憲正 君

|                  |        |
|------------------|--------|
| 副市長              | 池田永実君  |
| 教育長              | 堀田浩一郎君 |
| 総務部長             | 阿蘇品貴司君 |
| 消防本部消防長          | 中山恒弘君  |
| 市民部長             | 梅崎康二君  |
| 福祉部長             | 佐藤アキ君  |
| 経済部長             | 早田順二君  |
| 建設部長             | 白田俊輔君  |
| 教育部長             | 瀬口慎哉君  |
| 市民医療センター<br>事務部長 | 永田臣司君  |
| 総務部次長            | 大林秀樹君  |
| 市民部次長            | 渡辺研一君  |
| 福祉部次長            | 脇山義文君  |
| 建設部次長            | 古江光拓君  |
| 水道局長             | 富田龍也君  |
| 教育部首席教育審議員       | 藤島浩一君  |
| 秘書政策課長           | 森田英美君  |
| 地域生活課長           | 山崎寿雄君  |
| 福祉課長             | 山下陽君   |
| ふるさと未来総室審議員      | 星子修君   |

○

事務局職員出席者

|           |       |
|-----------|-------|
| 議会事務局長    | 渡邊義明君 |
| 局長補佐兼議事係長 | 中村武志君 |
| 書記        | 高木善彦君 |

○



○議長（永田 健君）

会議に先立ち、ご報告申し上げます。

議員、藤本 峰秀君におかれましては、去る2月27日、享年73歳にてご逝去されました。先輩議員との余りにも突然で早すぎる別れに、まことに痛惜の念にたえません。ここに謹んでご報告申し上げます。

山鹿市議会といたしまして、本日ここに、故藤本 峰秀君に対する弔意を表明することとし、議場において全員で黙禱をささげ、追悼の意を表したいと思っております。

それでは、故藤本 峰秀君のご冥福を衷心よりお祈りし、黙禱をささげたいと思っております。皆様、ご起立をお願いします。故藤本 峰秀君の議席でありました10番議席をお向きください。黙禱。

[黙禱]

○議長（永田 健君）

黙禱を終わります。ありがとうございました。

ご着席をお願いします。

この際、弔意をあらわすために、横手 啓介君から発言の申し出がっておりますので、これを許します。横手 啓介君。

[19番 横手 啓介君 登壇]

○19番（横手 啓介君）

ただいま、お許しをいただきましたので、藤本 峰秀議員と私は同期ということもあり、代表いたしまして謹んで追悼の言葉を申し上げます。

藤本議員は、平成7年の旧山鹿市議会議員選挙において初当選、ちょうど阪神淡路大震災のさなかの選挙でございました。私を含め9名の新人議員の一人として議員活動を開始されました。特に文化施設問題や商店街の活性化、農業委員会委員の選任などには積極的に取り組まれ、有志で夜遅くまで論議したり、酒を酌み交わしたことが、つい最近のこのように思い返されます。

さらに、3期目には、総務委員長長の重責を全うされるなど、我々のリーダーとして活躍されたことは、今なお忘れることはありません。

新市誕生後は、体調が思わしくない時期がありながらも、議会運営委員長を歴任されるなど、市民・市政発展のため、ご尽力いただいたことに対し、心より敬意を表します。

また、長年、地元から要望があっていた大宮参道の道路改良に対しても力を注がれ、その完成を見ずに旅立たれたことは、さぞお心残りであろうと拝察するところ

でございます。

もうしばらく人生をともにし、私どもをご指導いただきたかった思いは尽きませんが、今はもうありません。ならば、天より山鹿市の発展を見守っていただければ、残された私どもの力となり、心の支えになるものと願うばかりでございます。

今は亡き、故藤本 峰秀議員の安らかなるお眠りをお祈り申し上げまして、代表としての追悼の言葉といたします。

平成から令和へと永きにわたり、本当にお疲れさまでした。そして、ありがとうございました。

令和2年3月3日

山鹿市議会議員 横手 啓介

○議長（永田 健君）

ここで、故藤本 峰秀君のご遺族様が退席をされます。

この場でご起立の上、お見送りをお願いいたします。

[ご遺族 退席]

○議長（永田 健君）

ご着席ください。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

○

午前10時11分 開議

○議長（永田 健君）

これより本日の会議を開きます。

お手元に議案の正誤表が提出されておりますので、ご了承願います。

○

日程第1 質疑

○議長（永田 健君）

日程第1、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第35号 教育委員会教育長の任命についてから議案第37号 公平委員会委員の選任についての3案件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第35号から議案第37号までの3案件は、委員会付託を省略することに決しました。

○

## 日程第2 委員会付託

○議長（永田 健君）

日程第2、委員会付託を行います。

議案第2号から議案第34号については、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

○

○議長（永田 健君）

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症拡大に鑑み、本定例会における一般質問を取りやめ、3月4日の本会議を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、3月4日の本会議は休会することに決しました。

○

## 散 会

○議長（永田 健君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時13分 散会

~~~~~

3月13日(金曜日)

令和2年（第2回）山鹿市議会3月定例会会議録

議事日程（第3号）

令和2年3月13日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議案第2号 令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）
議案第3号 令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第4号 令和元年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第5号 令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第6号 山鹿市附属機関設置条例
議案第7号 山鹿市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
議案第8号 山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第9号 山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等の一部を改正する条例
議案第10号 山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
議案第11号 山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例
議案第12号 山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
議案第13号 山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第14号 山鹿市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第15号 山鹿市社会体育施設条例及び山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例
議案第16号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第17号 山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第18号 山鹿市立認定こども園条例の一部を改正する条例
議案第19号 山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例
議案第20号 山鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第21号 令和2年度山鹿市一般会計予算
議案第22号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第23号 令和2年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 令和2年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第25号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第26号 令和2年度六郷財産区特別会計予算

- 議案第27号 令和2年度城北財産区特別会計予算
- 議案第28号 令和2年度稲田財産区特別会計予算
- 議案第29号 令和2年度山鹿市水道事業会計予算
- 議案第30号 令和2年度山鹿市病院事業会計予算
- 議案第31号 令和2年度山鹿市下水道事業会計予算
- 議案第32号 財産の貸付けについて
- 議案第33号 新市建設計画の変更について
- 議案第34号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第35号 教育委員会教育長の任命について
- 議案第36号 教育委員会委員の任命について
- 議案第37号 公平委員会委員の選任について

(委員長報告)

討 論
採 決

第2 所管事務調査の委員会付託

_____ ○ _____

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

_____ ○ _____

出席議員 (19名)

- | | | | |
|-----|----|-----|---|
| 1番 | 立山 | 大二朗 | 君 |
| 2番 | 小川 | 榮二 | 君 |
| 3番 | 芋生 | よしや | 君 |
| 4番 | 勢田 | 昭一 | 君 |
| 5番 | 有働 | 辰喜 | 君 |
| 6番 | 服部 | 香代 | 君 |
| 7番 | 富田 | 弘海 | 君 |
| 8番 | 永田 | 健 | 君 |
| 9番 | 富丸 | 洋一郎 | 君 |
| 11番 | 北原 | 昭三 | 君 |
| 12番 | 芹川 | 正美 | 君 |
| 13番 | 藤原 | 豊 | 君 |
| 14番 | 平井 | 邦廣 | 君 |
| 15番 | 吉本 | 政幸 | 君 |

16番	池田誠一君
17番	堀茂幸君
18番	永田紘二君
19番	横手啓介君
20番	寺崎勇児君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	阿蘇品貴司君
消防本部消防長	中山恒弘君
市民部長	梅崎康二君
福祉部長	佐藤アキ君
経済部長	早田順二君
経済部首席審議員	木下実君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	瀬口慎哉君
市民医療センター事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	渡辺研一君
福祉部次長	脇山義文君
建設部次長	古江光拡君
水道局長	富田龍也君
鹿本市民センター長	菊川朋憲君
福祉援護課長	小川浩伸君
会計課長	堤真澄君
教育総務課長	藤本敬輔君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊義明君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

決すべきものと決しました。

議案第26号 令和2年度六郷財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 令和2年度城北財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 令和2年度稲田財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号 令和2年度山鹿市水道事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 令和2年度山鹿市下水道事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号 市道路線の廃止及び認定について、通常、現地視察による調査・確認を行っていますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、執行部に現地写真等の資料を要求し、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会からの報告を終わります。

○議長（永田 健君）

堀市民福祉常任委員長。

[市民福祉常任委員長 堀 茂幸君 登壇]

○市民福祉常任委員長（堀 茂幸君）

おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告いたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託された案件は、議案11件であります。

去る3月9日、午後1時から501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重に議案審査しましたので、その結果について、報告いたします。

議案第2号 令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）中所管、委員より、個人番号カードの交付関連事務費の支出については、マイナンバーカードの利便性よりも危険性が懸念されているため賛成できないとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 令和元年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 山鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 令和2年度山鹿市一般会計予算（中所管）、委員より、個人番号カード交付関連事務費の支出については反対との討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算、委員より、財政調整基金等を活用し、保険料引き下げなど、多様な手だてをとるべきではないかとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 令和2年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算、委員より、保険料の引き上げには賛成できないとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計予算、委員より、介護給付費準備基金を活用し、介護保険料引き下げを行うべきとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号 令和2年度山鹿市病院事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会からの報告を終わります。

○議長（永田 健君）

寺崎総務文教常任委員長。

[総務文教常任委員長 寺崎 勇児君 登壇]

○総務文教常任委員長（寺崎 勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案13件であります。

去る3月10日、午後1時から501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に議案審査を行いましたので、その審査の結果について、報告いたします。

議案第2号 令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 山鹿市附属機関設置条例、原案のとおり可決すべきものと決しまし

た。

議案第7号 山鹿市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 山鹿市社会体育施設条例及び山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 山鹿市立認定こども園条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 令和2年度山鹿市一般会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号 財産の貸付けについて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号 新市建設計画の変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告があつておりますので、発言を許します。
芋生 よしや君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

皆さん、おはようございます。

議席番号3番、日本共産党、芋生 よしやです。

私は、議案第2号、16号、21号、22号、23号、25号について、反対の立場から討論を行います。

議案第2号 令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）については、マイナンバーカード関連費が含まれていることです。マイナンバー制度の問題点については繰り返し述べています。総務省が発表している2019年（令和元年）7月1日現在のマイナンバーカード交付枚数についてを調べてみますと、人口に対する交付枚数率は全国では13.5%、熊本県で13.2%、山鹿市では7579枚で、14.3%となっています。2016年から交付が始まり、3年以上が経過していることから考えると、普及しているとは言えません。紛失、情報漏えいなどの不安を払拭できず、取得の必要性を感じないからではないでしょうか。私は、危険で市民が望まないマイナンバー制度は廃止すべきであると考えことから、マイナンバーカード関連費に反対をいたします。

議案第16号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育の無償化に係る法令改正によって、これまで3歳以上の保育を受ける子供は主食の費用のみ支払うか、持参をすることとなっていました。今回、一定の対象外はあっても、副食の費用も支払うことになるものと改正されるものです。これまで給食は保育所保育指針にも、保育所における食育は健康な生活の基本としての食を育む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標とするとして、保育における食育の重要性が述べられています。今回、子供の生活に関する実態調査の中にも経済的理由で経験したことに、食費を切り詰めたという項目が、家族旅行を控えたという項目の次に多くなっていました。全国に広がる子供食堂も、子供の貧困で食事への影響が大きいことを物語っています。保護者、保育者の願いに反する副食費の実費負担には、国に副食費も含めた無償化を求めるべきであり、条例改正には反対です。また、小規模保育事業は法律で5年以内に連携施設を確保しなければならないと規定されていますが、その期限の5年以内を10年に改めるものです。規制緩和で保育の質を脅かし、命さえ脅かすものです。市民は安心して子供たちを預けられなくなり、働く職員にとっても安心して働くことができなくなります。山鹿市は連携できる施設は十分にあるため心配は要らないとのことですが、そうであるならば、市として連携施設の確保義務の緩和を行う必要はないと考えます。よって、この条例に反対します。

議案第21号 令和2年度山鹿市一般会計予算について、市長は令和2年度の市政

運営に関する所信と概要の中で、2019年10月から12月期のGDPが1.6%減、年換算で6.3%減となり、景気減速が鮮明になったと述べられました。さらに、内閣府が出した改定値では、1.8%減へ拡大しました。安倍政権が昨年10月から強行した消費税10%への引き上げが、家計も経済も直撃していることは明白です。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大が経済を急激に悪化させており、日本経済は危険な局面を迎えています。山鹿市内でも、旅館、飲食業を初め、ライブハウス、カラオケ、代行業、イベント中止など、さまざまな中止、延期などの影響がいろんな分野に深刻にあらわれ、山鹿独自の対策も必要になってきています。市民が安心を取り戻し、暮らし、福祉を向上させるため、予備費、財政調整基金、寄附金などを活用して力を尽くすことを求めます。

教育費の歯と口の健康づくり推進事業費、劇薬であるフッ化物洗口剤を使い、学校で一斉に洗口実施をすることには反対です。

社会保障・税番号制度関連事務費については、議案第2号で述べましたように、危険で望まない制度であり、セキュリティー強化などのため際限なく税金を投入することになることから反対といたします。

議案第22号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算、県が示す標準保険税率を下回る税率を山鹿市は使用しているのにもかかわらず、保険税が払えず短期証が673世帯、資格証明書は93世帯という実態があります。国に公費投入を求めるとともに、国保基金、一般会計からの繰り入れも行い、保険料のさらなる引き下げを行うことを求め、反対とします。

議案第23号 令和2年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算、高齢者は年金を下げられ、消費税増税で生活を切り詰めようにも切り詰めるところがない状態に、また年金からいや応なしに保険料を引き落とされ、もうどうにもならないと悲鳴が上がっております。そうであるのに、過年度の滞納者には短期保険証の交付や税務課との連携で滞納処分を行うと述べてありました。令和2年度からは保険料改定が行われ、均等割が4万7900円から5万600円の2700円ふえ、所得割は9.26%から9.95%と0.69%ふえ、1人当たりの保険料は5万5270円から6万2803円、7533円もの値上げとなります。生活を脅かす、さらなる負担増には反対です。

議案第25号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計予算、介護保険法第129条には、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担の額等に照らし、おおむね3年を通じ、財政の均衡を保つことができるものでなければならぬとされています。であるならば、介護給付費準備基金などを活用し、引き下げをするべきです。山鹿市民の暮らしの実態を直視して、国に増税はやめよと声を上げるべきです。そして、人輝き飛躍する都市やまがを進め、市民が安心して住み続け

られる環境づくりのため、市民に負担を押しつけることはやめるべきだとはっきり述べ、議員の皆さんにご賛同をお願いし、私の反対討論といたします。

○議長（永田 健君）

次の通告順により、有働 辰喜君の発言を許します。有働 辰喜君。

[5 番 有働 辰喜君 登壇]

○5番（有働 辰喜君）

おはようございます。

議席番号5番、有働 辰喜です。

私は、議案第21号、議案第35号の2議案について、反対の立場から討論を行います。

議案第21号 令和2年度山鹿市一般会計予算の教育費のうち、小中学校費、学校管理費に計上されている遠距離通学対策事業予算1億498万9000円は、国が示す貸し切りバス使用のスクールバス年間契約時の運行計算方法の採用及び発注方式の見直しを行えば、予算を抑えることが可能です。私は、貸し切りバス使用案件の積算は過大だとして、積算基準の見直し、指名型プロポーザル方式による予定価格公表での入札は、落札業者固定化と高値受注の弊害を指摘し、予定価格未公表の指名競争入札での実施を提案。

しかし、今回も市内6小中学校の令和2年度から3年間の運行管理業務委託を同方式で発注、市所有バス使用案件6件、合計1億880万1000円の予定価格に対して平均落札率99.83%の1億861万2,000円、競争となった貸し切りバス使用案件1件は予定価格8857万5696円に対して、落札率95.15%の8427万9360円で落札。6件中、競争は貸し切りバス使用1件と市所有バス使用1件の計2件で、市所有バス使用の入札では、入札額は予定価格の89.28%で、落札者より10.5%も安く、応募エリアで6年間の運行管理業務受託実績があり、何のトラブルもない事業者ですが、評価点が低いという理由で受注できず、受注業者は6校全て同一業者です。指摘をいたしましたプロポーザル方式入札の弊害が、この結果に全てあらわれております。

前回と比較できる山鹿、鹿北、菊鹿、めのだけの4小学校と、菊鹿中学校の5校での市所有バス使用台数が10台から1台ふえて11台となりますが、3年間での合計契約運行台数は75台減るにもかかわらず、税抜き契約金額が2617万1000円増額、貸し切りバス使用は3台が2台となり、3年間での契約運行台数も780台減りますが、税抜き契約金額は174万4800円の増額です。この貸し切りバス使用の予定価格は、消費税込み約8850万円ですが、国土交通省の積算方法を採用し、山鹿市役所を車庫と仮定して、最高額の運賃を求めても消費税込み約5400万円となり、明らかに過大な積算だと思いますし、3年前の指名競争入札と比較して全てが高い金額での契約

です。市民の大事な税金の無駄遣いとなるこの予算には反対をいたします。

次に、議案第35号 教育委員会教育長の任命について、意見を述べます。

現教育長が就任をされた平成25年4月は、施策事業としての学校規模適正化事業の第1次計画後期中で、残りの期間が2年、前期再編予定の山鹿小、鹿北小が開校、菊鹿小が統合準備委員会で具体的な協議を開始、米野岳中学校区は保護者代表と意見交換会を実施、後期予定の鹿本地区、山鹿地区はこれから関係者との意見交換会を検討するという時期でしたが、その後、第2次計画が承認された平成27年3月までの2年間で、事務執行の責任者としてみずからの手で米野岳中学校区、鹿本中学校区、再編計画を見直した平小城、三岳と八幡小の統合、鶴城中と山鹿中の統合の4事業について、具体的な統合校の位置、開校目標年度を計画、それに基づき学校規模適正化基本計画第2次計画書を策定し、平成31年4月開校予定の鶴城中と山鹿中、八幡、三岳、平小城小までの再編事業計画達成に努めてこられました。現教育長就任前の3校では、地域住民と丁寧に話し合い、統合校の位置を決めた結果、時間は要しましたが、その後のトラブルは聞いていません。それに対して、就任後の3校では、既存施設利用を掲げたため、それまでなかった評価表を教育委員会みずからが作成、採点した1位評価の学校に全て統合校位置を決定。しかし、住民への説明不足や評価項目の内容調査不足等により、位置決定や計画見直しにはさまざまな問題が発生しています。

まず、米野岳中学校区の場合は、保護者会や地域住民の意向よりも、一度決定した再編枠組みを見直さないとした教育委員会決定、開校時期や合併特例債期限等を含む外的要因による唐突な統合校の位置変更、新築から既存施設利用への方針変更、拙速感は否めない位置決定と決定過程の不透明感、地域住民への説明不足、洪水氾濫浸水想定区域の問題点等により、鹿央地区住民を中心に位置見直しの住民運動が起きても耳を傾けることもせず、事業を進めた結果、地域の分断と住民訴訟という事態を招きました。米野岳中学校区再編から文部科学省が推奨する既存施設利用で事業を行う方針として、鹿本中学校区、八幡、三岳、平小城小も既存施設利用計画であったが、鹿本地区では反対運動が起きると、耐力度不足として既存施設利用から新築に変更。評価時の判断ミスにより、鹿本小に支出した金額は、今年度分を含めて約21億5000万円となっています。八幡小学校の土砂災害特別警戒区域の問題も、めのだけ小学校の洪水氾濫浸水想定区域の問題と同様で、評価内容調査が不十分なことが原因と思われます。八幡小の土砂災害特別警戒区域は、平成26年5月30日の告示だから、平成25年12月の評価時点では問題はなかったと反論されるかもしれませんが、その時点では既に県の土砂災害危険箇所指定されており、現在は規制はないが、熊本県では土砂災害危険箇所を対象とした法的な規制のある区域の指定を

順次進めていますので、最新の情報を最寄りの各地域振興局土木部に確認するよう
にとの文書と危険箇所一覧表が出ています。評価時の指定動向状況確認、または指
定後に位置見直しや枠組み見直しを行っていただければ、教育委員会みずから掲げた規
模適正化事業の最大の目的である複式学級の解消が計画から7年後の令和8年度予
定という現在の状況は防げたはずであります。めのだけ小学校は住民訴訟、鹿本小
は多額の建築費支出、八幡小は開校おくれによる複式学級解消の先送りと、問題続
きです。地域住民や市民、保護者からすれば、誰の責任かとなります。何事もうま
くいけば、誰かのお手柄になり、失敗すれば誰かが責任をとる、これは世の常です。
中嶋市長が今定例会で提案理由として述べられた現教育長の経歴や人間性、仕事に
対する姿勢や情熱には、私も何ら異論はありませんが、重要施策事業である学校規
模適正化事業の遅延や混乱の責任は誰かが負うべきであり、私は教育行政のトップ
である教育長がこの責任をとるべきと考えますので、この議案に反対をいたします。

○議長（永田 健君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第2号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するこ
とに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号から議案第5号までの3案件を一括採決いたします。議案第3
号から議案第5号までの3案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告
のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号から議案第15号までの10案件を一括採決いたします。議案第6
号から議案第15号までの10案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告
のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、10案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号から議案第20号までの4案件を一括採決いたします。議案第17号から議案第20号までの4案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、4案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
次に、議案第25号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
次に、議案第26号から議案第31号までの6案件を一括採決いたします。議案第26号から議案第31号までの6案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、6案件は原案のとおり可決することに決しました。
次に、議案第32号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
次に、議案第33号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
次に、議案第34号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
次に、議案第35号 教育委員会教育長の任命について採決いたします。
この採決については、会議規則第71条第1項の規定により、有働 辰喜君、永田 紘二君、芋生 よしや君から無記名投票による要求と、吉本 政幸君、寺崎 勇児君、堀 茂幸君、北原 昭三君、富田 弘海君、服部 香代君から記名投票による要求が同時にあっております。

よって、いずれの方法によるかを会議規則第71条第2項の規定により、無記名投

票をもって採決いたします。

まず、本案を記名投票によって決することについて採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（永田 健君）

ただいまの出席議員数は、議長を除き18人であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（永田 健君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「配付漏れなし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（永田 健君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。記名投票を可とする者は賛成と、否とする者は反対と記載の上、職員の点呼に応じて、議長席に向かって右のほうから登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票については、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

[職員点呼・議員投票]

○

1 番 立山大二郎議員	2 番 小川 榮二議員
3 番 芋生よしや議員	4 番 勢田 昭一議員
5 番 有働 辰喜議員	6 番 服部 香代議員
7 番 富田 弘海議員	9 番 富丸洋一郎議員
11番 北原 昭三議員	12番 芹川 正美議員
13番 藤原 豊議員	14番 平井 邦廣議員
15番 吉本 政幸議員	16番 池田 誠一議員
17番 堀 茂幸議員	18番 永田 紘二議員
19番 横手 啓介議員	20番 寺崎 勇児議員

○
○議長（永田 健君）

投票漏れはありますか。

〔「投票漏れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 健君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に19番、横手 啓介君及び1番、立山 大二郎君を指名いたします。よって、両君の立ち合いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（永田 健君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち、賛成14票、反対4票。

以上のおり賛成が多数であります。

よって、本件は記名投票とすることに決しました。

記名投票による議案第35号の採決を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（永田 健君）

ただいまの出席議員数は、議長を除き18人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（永田 健君）

投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「配付漏れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（永田 健君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は白の白票を、反対の方は青の青票を、職員の点呼に応じて、順次投票願います。

点呼を命じます。

[職員点呼・議員投票]

○

1 番	立山大二郎議員	2 番	小川 榮二議員
3 番	芋生よしや議員	4 番	勢田 昭一議員
5 番	有働 辰喜議員	6 番	服部 香代議員
7 番	富田 弘海議員	9 番	富丸洋一郎議員
11番	北原 昭三議員	12番	芹川 正美議員
13番	藤原 豊議員	14番	平井 邦廣議員
15番	吉本 政幸議員	16番	池田 誠一議員
17番	堀 茂幸議員	18番	永田 紘二議員
19番	横手 啓介議員	20番	寺崎 勇児議員

○

○議長（永田 健君）

投票漏れはありませんか。

[「投票漏れなし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（永田 健君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に16番、池田 誠一君及び2番、小川 榮二君を指名いたします。よって、両君の立ち合いをお願いいたします。

[開票]

○議長（永田 健君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち、賛成16票、反対2票。

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は同意することに決しました。

○
[記名投票の結果]

(賛成16人)

立山大二郎	小川 榮二	勢田 昭一	服部 香代	富田 弘海
富丸洋一郎	北原 昭三	芹川 正美	藤原 豊	平井 邦廣
吉本 政幸	池田 誠一	堀 茂幸	永田 紘二	横手 啓介
寺崎 勇児				

(反対2人)

芋生よしや 有働 辰喜

○議長(永田 健君)

次に、議案第36号 教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

議案第36号について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長(永田 健君)

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第37号 公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

議案第37号について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長(永田 健君)

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○
日程第2 所管事務調査の委員会付託

○議長(永田 健君)

日程第2、所管事務調査の委員会付託についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、常任委員会及び議会運営委員会の所管事務審査資料収集及び調査を令和2年度中にいたしたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

————— ○ —————

閉 会

○議長（永田 健君）

これもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。よって、令和2年（第2回）山鹿市議会3月定例会を閉会いたします。

午前11時04分 閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長 永 田 健

山鹿市議会議員 吉 本 政 幸

山鹿市議会議員 平 井 邦 廣